

健 発 0 3 2 6 第 5 2 号

令 和 2 年 3 月 2 6 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長

 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の
一部を改正する政令等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第59号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第60号）が別添のとおり公布され、令和2年3月27日から施行される。

これらの命令の概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第59号）

(1) 四種病原体への追加

ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第23項の四種病原体等に追加する。

(2) 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和２年政令第60号）

(1) 新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の準用

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条から第33条まで、第44条の２（第３項を除く。）、第44条の３、第44の５の規定等を準用することとし、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第３条について所要の読替規定の整備を行う。

(2) 施行期日

公布の日の翌日から施行する。